

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダー(利害関係者)の「期待」を以下のように認識しております。

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する。
- (2) グローバル社会の中、社会的使命と責任を果たす。
- (3) 経営理念や経営方針等を具現化し、「信頼される企業」であり続ける。

当社は、これらの「期待」を具現化するため、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置付け、取締役会を中心とした確かつ迅速な意思決定および業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点に基づいたコーポレート・ガバナンス体制を構築し、すべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の効率性、透明性を向上させること、そして、株主のみならずに対する受託者責任・説明責任を十分に果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

また、コーポレートガバナンスの実効性を一層強化するため、経営の健全性、公正性の観点からリスク管理、内部統制制度、コンプライアンスへの取組みを徹底し、当社に対する信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。

併せて、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取り組み方針や取り組み状況を明確にし、ステークホルダーとの対話の充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<原則 1 - 4 >

政策保有株式については「関係会社株式でなく、かつ純投資目的以外の目的で保有する株式(子会社株式および関連会社株式を除く保有株式のうち、保有目的が純投資以外の目的である投資株式)」と位置づけしており、原則として、政策保有株式を保有しません。但し、顧客や取引先等の上場株式を保有することにより、「業務提携、共同研究・開発をはじめとした戦略的パートナーとして、取引の維持・発展が期待できる」等当社グループと政策保有先の持続的な成長を想定できる銘柄については、総合的な検討を行い、保有の有無を決定します。

保有銘柄に関して、保有する意義または合理性が認められなくなったときは、市場への影響等を考慮したうえ、売却交渉を開始いたします。政策保有株式に係る議決権行使については、議案の内容について個別に精査し、政策保有先の経営方針、経営戦略、経営計画および社会情勢等を勘案して妥当性を検討したうえ、行使することを基本としております。

特に、次の観点を確認し、疑義が生じたときは、政策保有先との対話などを通じて、賛否を判断いたします。

議案の内容が、政策保有先の中長期的な企業価値向上につながるか

当社または当社グループ各社の企業価値を毀損させることがないか

<補充原則 1 - 4 >

政策保有先から、政策保有株式の売却等の意向が示された場合、当社は取引の縮減を示唆することなどにより売却等を妨げるような対応はいたしません。

<補充原則 1 - 4 >

政策保有株主との取引に際しては、次の事項に留意し、他の第三者との取引と比較して政策保有株主にとって有利な条件であるか否かを判断します。

保有目的との整合性

取引実績

個別の取引条件

<原則 3 - 1 () >

() 取締役の報酬等の決定に関する方針と決定プロセスは監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めております。取締役(監査等委員を除く)の役員報酬は、基本報酬、株式報酬、賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、取締役会決議に基づき、代表取締役2名(会長、社長)で協議の上、監査等委員会の意見を考慮して決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

<補充原則 4 - 1 >

内外の経営環境の変化に呼応して、経営体制を強化することを目的として、「役員定年に関する基準」を定め、職位に応じた定年を定めております。

また、内部人材の他、外部人材の招聘も行い、経営陣の活性化と経営の循環促進を基本としております。

次期の後継者としての代表取締役、最高経営責任者およびこれらに準じる者の育成計画に当たっては、内外の経営環境の変化および当社の事業展開を考慮して取締役会において協議を行います。

協議の結果を踏まえ、取締役会は、経験、実績、人事評価および各取締役からのヒアリング結果等を勘案して育成計画を適切に監督してまいります。

す。

<補充原則 4 - 2 >

業務執行を担う取締役の報酬に関するインセンティブにつきましては、賞与によって実施しております。業績連動型報酬制度は、役職と職責に則った企業業績、目標達成度合い等を総合的に勘案し、株主総会の決議に基づく報酬等の総額かつ当該事業年度の利益配分の下原資の範囲内において、代表取締役2名(会長、社長)の協議により、支給額を決定しております。

業務執行を担う取締役に対する報酬に関しては、基本報酬につきましては、人事の公平性から原則、役職、職責などをもとに月額の確定報酬基準を設けたいと決定し、株式報酬につきましては、自社株を活用した譲渡制限付株式報酬制度を導入し、現金報酬とのバランスを考慮して支給を決定しております。また、賞与につきましては、上記の業績連動型報酬制度を導入することで、毎事業年度の業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れております。

なお、中長期的な業績と連動するインセンティブにつきましては、現在、導入しておりませんが、今後、検討してまいります。

<補充原則 4 - 3 >

当社は、当社の経営を統べる最高経営責任者には、少なくとも正直さ、前向きさ、意思の強さ、謙虚さの資質が備わっているべきと考えております。これに加えて、経験、知見、価値観、職務遂行力等を要件として総合的に検証し、後継者候補または後継者候補プールの中から後継者を指名、選定いたします。

また、最高経営責任者の後継者の指名、選定または選任議案の作成に関しては、適宜、独立社外取締役の関与・助言を求めるほか、必要に応じて独立社外取締役の合議に基づく評価を求める等して客観性および透明性を確保したいと決定いたします。

<補充原則 4 - 3 >

最高経営責任者について、原則 3 - 1 () に示す取締役の解任基準に抵触する場合、または補充原則 4 - 3 に示した要件から逸脱した場合もしくは逸脱するおそれのある場合、取締役会は、速やかに調査を行い、聴聞の機会を設けたいと、独立社外取締役の関与・助言を求め、必要に応じて独立社外取締役の合議に基づく適否の具申を求める等して客観性および透明性を確保しつつ、審議し、解職、解任の可否を決定いたします。

<補充原則 4 - 10 >

現在、取締役10名のうち、独立社外取締役は3名であり、過半数には至っておりませんが、社外取締役が過半数を占める監査等委員会は、指名、報酬等に関して、適宜意見を提出し、取締役会の説明を求めていることに加えて、各独立社外取締役は、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っており、適切な管理・監督が成されていると考えております。

<原則 4 - 11 >

【取締役会の知識、能力、多様性および規模】

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会の人数は、現在10名(取締役7名、監査等委員である取締役3名)であり、当社における各事業分野に精通した業務執行取締役と米国弁護士資格を併せ持つ弁護士および企業経営、情報システム開発、コーポレートファイナンスに精通した専門家からなる社外取締役で構成しております。また、選任につきましては、経験や知識、人物本位等の観点での選任を基本としており、ジェンダー、国籍等の条件・制約は一切設けておらず、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めております。

【他の上場会社の役員の兼任】

現在、取締役、監査等委員である取締役の兼任はございません。兼任する場合は、当該状況を株主総会招集ご通知、有価証券報告書およびガバナンスに関する報告書等において、適時適切に開示いたします。

【実効性の確保に向けた取組み】

毎年期末に取締役業務執行確認書および統制環境チェックシート等を通じ、取締役会の機能向上に努めています。

監査等委員会は、取締役業務執行確認書および統制環境チェックシートの内容を踏まえ、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、取締役会に意見を述べております。

<原則 5 - 2 >

当社は、中長期的な企業価値の向上を図るため、売上高、営業利益等の数値目標(財務情報)のほか、経営や事業に関する戦略(非財務情報)を公表し、株主や投資家の理解促進に努めております。

公表に際しては、資本コストを意識した、ROEや配当性向等の目標値(財務情報)を示すようにしており、その実現に向けた具体的施策(非財務情報)や中長期経営計画の結果等については、株主総会や決算説明会等において簡潔かつ平易な説明を行うとともに、当社ウェブサイトでご公表いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則 1 - 4 >

政策保有株式に関する基本的な方針・考え方については、上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」記載のとおりです。

<原則 1 - 7 >

当社は、「取締役会規程」により、取締役の競業取引および利益相反取引については取締役会の決議事項と定めております。

また当社取締役と当社グループ会社との営業取引関係等については、関連法令に従い有価証券報告書や株主総会招集ご通知に記載しております。

<原則 2 - 6 >

当社では、確定拠出型年金制度を採用しております。

また、定期的に講師を招き、運用商品の選定方法やマッチング拠出制度の理解を深めるためのセミナーを開催するなど、加入者への教育を継続的に実施し、従業員の安定的な資産形成の支援をしております。

<原則 3 - 1 >

() 理念、ビジョンおよび単年度の経営計画、基本方針、経営戦略については、決算説明会等にて発表するほか、説明資料を当社のウェブサイトにて公開しております。(https://www.cresco.co.jp/ir/)

() 当社は、すべてのステークホルダー(利害関係者)の「期待」を上記「1. 基本的な考え方」記載のとおりであると認識しております。

() 取締役の報酬等の決定に関する方針と決定プロセスは監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めております。

取締役(監査等委員を除く)の役員報酬は、基本報酬、株式報酬、賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、取締役会決議に基づき、代表取締役2名(会長、社長)で協議の上、監査等委員会の意見を考慮して決定しております。
また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

()候補者の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、多様性を鑑みた人材登用を旨とし、当社の企業理念・企業ビジョンに基づき、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であることを基本に、次の事項を総合的に評価したうえ、候補者を選定し、取締役会での審議を経て、株主総会に選任議案を諮るものとします。

経験

リーダーシップ、管掌部門の問題を適確に把握する力

人格

社内外の関係者と協力して問題を解決する能力および知見

法令および企業倫理の遵守に徹する見識

また、選定の理由に照らし、求める能力、知見等から逸脱する場合、聴聞の機会を設けたうえ、取締役会において審議し、その役職を解くものとします。加えて、次の取締役の解任基準に該当する場合、取締役会は、解任の適否に関して、独立社外取締役の意見を最大限尊重し、最終的に解任の判断に至ったときは、株主総会に解任議案を諮るものとします。

職務遂行上の法令・定款違反行為がある場合

心身の故障がある場合

職務への著しい不適任がある場合

その他正当な理由が存在する場合

()取締役の選任に関する判断材料となる略歴、重要な兼職の状況等を株主総会招集ご通知および当社ウェブサイトにて開示するものいたします。

また、取締役の解職、解任を行ったときは、その理由を開示するものいたしますが、開示の方法につきましては、適時開示その他より適切な方法をもって行います。

< 補充原則 4 - 1 >

当社は、関連法令に従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を、定款に定め開示しております。当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」等において定めております。それ以外の業務執行の決定については、その取引の規模や性質等を鑑み、各取締役に委任しております。

< 原則 4 - 9 >

社外取締役の選任にあたり、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を充たしており、一般株主の皆様と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。

< 補充原則 4 - 11 >

現在、多様性や規模に関する方針や手続きは定めておりませんが、取締役会は、取締役の選任の運用において、会社の各機能と各本部をカバーできるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点等を総合的に考慮し、多様性にも配慮するよう努めております。

取締役会は監査等委員以外の取締役7名(うち社外取締役1名)および監査等委員3名(うち社外取締役2名)で構成し、うち3名は独立社外取締役であり、的確かつ迅速な意思決定のためには適切な規模と考えております。

なお、員数につきましては、定款の定めにより、監査等委員以外の取締役は12名以内、監査等委員である取締役は4名以内となっております。

< 補充原則 4 - 11 >

監査等委員であるものを除く取締役は全員が他の上場企業の社外取締役を兼務しておらず、当社取締役としての業務に専念できる体制となっております。また取締役(監査等委員でない取締役)1名および監査等委員である取締役3名のうち2名は独立社外取締役ですが、当社の社外取締役として十分な時間と労力が確保できるものと判断しております。なお、事業報告および株主総会参考書類において、各取締役の重要な兼任状況を開示しております。

< 補充原則 4 - 11 >

毎年、期末に、全取締役に対して、取締役業務執行確認書等をもって取締役による分析・評価を行い、その結果をもとに取締役会の実効性評価を実施しております。その結果、取締役会の構成、運営等に関し、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されていると判断しております。

< 補充原則 4 - 14 >

当社取締役および監査等委員(子会社では監査役)に就任する際には、外部研修機関において、事業戦略・財務・組織・リーダーシップ等をトレーニングする機会を設け、会社経営上の意思決定に必要な知識の取得や業務遂行に求められるマネジメント能力の向上を図っております。また、就任後も外部セミナー等に参加する機会を設け、危機対応のほか、時勢に応じた新しい知識の習得および研鑽に努めております。なお、社外取締役については、必要に応じて、会社概要、事業課題等の説明等を行っております。

< 原則 5 - 1 >

【建設的な対話の促進】

代表取締役社長執行役員および取締役常務執行役員財務経理本部長を担当に指定しております。

対話の補助は、広報IR推進室が担当し、対話のアレンジや資料の作成等を行っております。広報IR推進室は、日常的に、他部門およびグループ会社と連携するほか、取締役会・監査等委員会、内部統制委員会等の事務局を担当する法務部と連携して、組織横断的に幅広く経営情報に接し、対話に必要な情報の収集、整理等を実施する体制を整えております。対話の内容については、代表取締役社長執行役員あるいは広報IR推進室長が、適宜、取締役会等にフィードバックし、情報共有を図ることとしております。

【対話機会の創出】

機関投資家・アナリスト向け説明会を四半期毎(年4回)、個人投資家向けに不定期(年4～6回程度)に個人投資家説明会を開催するとともに、株主や投資家に対しては海外を含むカンファレンスへの参加や個別訪問を通じて、当社株式や経営プラン、決算等に係る説明を行い、様々なご意見やご質問を頂くことを旨としております。

【日常的なIR活動】

広報IR推進室が中心となり、資料の取りまとめや関連部署との情報連携のほか、電話取材やミーティング（個別訪問、取材対応を含む）等の対外活動、情報の発信（適時開示、ニュースリリース等）、IRサイトの作成・管理、各種IRツールの作成等を行っております。

【情報の管理】

決算発表資料を準備している間に株価に影響を与える情報が漏れてしまうことを防ぐために、当社は、各四半期の決算発表日から遡る3週間を「自粛期間(クワイエットピリオド)」と決めて、IR活動を自粛しております。また、説明会や各種ミーティングを問わず、株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取り扱いについて、株主間の平等（フェアディスクロージャー）を徹底すべく、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「インサイダー取引防止規程」に基づき、情報管理に努めております。併せて、説明会や各種ミーティングの場には、広報IR推進室長が対話の場に同席し、当社から発信する情報の一元管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社イワサキコーポレーション	2,839,624	25.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託口	908,200	8.30
浦 崎 雅 博	627,732	5.73
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	568,000	5.19
クレスコ従業員持株会	403,320	3.68
佐 藤 和 弘	389,000	3.55
田 島 裕 之	348,800	3.18
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	342,900	3.13
岩 崎 俊 雄	305,264	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口	299,600	2.73

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

1. 2019年4月1日付にて、岩崎俊雄氏及び有限会社イワサキコーポレーションより株券等の大量保有報告書(変更報告書)が提出されており、2019年3月27日をもって、みずほ証券㈱との間に、有限会社イワサキコーポレーションが保有する250,000株につき、消費貸借契約が成立し、貸借期間は2019年4月1日から2019年6月24日までとする旨の記載があります。

2. 2019年4月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント㈱が2019年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質的所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

・氏名又は名称 三井住友DSアセットマネジメント株式会社
 ・住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号
 ・所有株式数 1,027,500株
 ・割合 8.56%

3. 2019年7月1日付にて、岩崎俊雄氏及び有限会社イワサキコーポレーションより株券等の大量保有報告書(変更報告書)が提出されており、2019年6月28日をもって、みずほ証券㈱との間に、有限会社イワサキコーポレーションが保有する250,000株につき、消費貸借契約が成立し、貸借期間は2019年7月3日から2019年8月26日までとする旨の記載があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(1) 子会社の異動 等

2015年4月、株式会社エス・アイ・サービスを完全子会社化いたしました。(ERP事業の強化)

2015年4月、ワイヤレステクノロジー株式会社とクレスコ・アイディー株式会社を統合し、クレスコ ワイヤレス株式会社として、営業を開始いたしました。(近距離通信の強化)

2015年5月、子会社 株式会社シースリーの株式を追加取得し、100%子会社化いたしました。

2015年10月、メディア・マジック株式会社を子会社化しました。

2016年4月、株式会社エス・アイ・サービスをクレスコ・イー・ソリューション株式会社に統合いたしました。

2016年9月、旅行業システムを強みとする株式会社エヌシステムを完全子会社化しました。

2017年10月、株式会社アプリケーションズを孫会社化(アイオスの子会社化)いたしました。

2017年12月、株式会社エル・ティール・エスがマザーズ上場、持ち分法適用会社から外れました。

2018年1月、株式会社ネクサスを完全子会社化いたしました。

2018年3月、メディア・マジックが移転し、メクゼスに商号変更いたしました。

2018年4月、メクゼス(旧:メディア・マジック)とアイオス関西営業所を統合いたしました。

2018年4月、アイオスとアプリケーションズを統合いたしました。

2018年9月、アルス株式会社を完全子会社化いたしました。

2018年10月、イーテクノ株式会社を孫会社化(アイオスの子会社化)いたしました。

2019年4月、当社にクレスコ九州株式会社を統合いたしました。

(2) 機関設計の変更

2015年6月、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指してまいります。

なお、子会社につきましては、機関設計の変更はありません。(監査役設置会社)

(3) 企業グループ間の取引

開発案件により、グループ内でのニアショア開発(地方分散開発)や労働者派遣を実施するほか、製品・サービス等の仕入れおよび販売を行っております。本社・管理部門における取引開始時の確認のほか、監査等委員や内部監査室による監査によって、取引内容の事後的確認を行っております。また、重要な取引につきましては、取締役会での承認や定期報告の実施を通じて、健全性および適正性の確保に努めております。

(4) 執行役員制度

2016年6月、取締役会の意思決定に基づく、現場実務レベルでの意思決定を迅速に行い、業務遂行機能の強化を図るとともに、経営幹部の育成および当社の競争力の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしました。経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分担の明確化に努め、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
臼井義真	弁護士											○
佐藤治夫	他の会社の出身者											
福井順一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

臼井義眞	○	○	昭和60年、臼井法律事務所を開設。現在、臼井総合法律事務所 所長。当社と臼井総合法律事務所との間には、弁護士業務に関わる顧問契約を締結しておりますが、金銭的重要性はございません。	臼井氏は、弁護士として企業法務を中心に長年に渡る豊富な業務経験を有しており、法的観点のみならず、幅広い見識から取締役の業務執行等に対する監査を実施しております。平成4年に当社社外監査役に就任以来、独立した立場から監督、助言を行い、会社の業務執行の適正性等を確保する役割を実行しており、同氏による当社の事情、業界の慣習や特性を踏まえた客観的中立的な立場からの意見陳述、助言等は的確なものであり、傾聴すべきものと認識しております。社外取締役の招聘においてはあくまで人物本位であり、同氏は当社経営陣と直接の利害関係は全く存在しておらず、顧客との取引に対する意思決定についても影響を及ぼすことはございません。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準および開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との利益相反の問題は生じることはない判断しております。加えて、23年間、当社社外監査役を歴任し、当社の事情に精通していることは大変有意義なことであり、今後は独立性の高い社外取締役である監査等委員として、当社取締役の業務執行状況を厳しくチェックいただき、コーポレートガバナンス体制の強化に寄与していただけるものと考えております。(2015年6月1日をもって、独立役員に指定いたしました。)
佐藤治夫	○	○	——	佐藤氏は、企業経営に関する幅広い知識と見識を有するほか、情報システムコンサルティング並びに情報システムの企画、設計及び開発等に関する豊富な経験と知識に基づき、独立した中立的な立場から、取締役の監視等、適切な職務が遂行されることを期待し、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。社外取締役の招聘においてはあくまで人物本位であり、同氏は当社経営陣と直接の利害関係は全く存在しておらず、顧客との取引に対する意思決定についても影響を及ぼすことはございません。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準および開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との利益相反の問題は生じることはない判断しております。(2017年5月23日をもって、独立役員に指定いたしました。)
福井順一		○	——	福井氏は、企業経営に関する幅広い知識と見識を有するほか、経営企画、広報等に関する豊富な経験と実績を有しています。社外取締役として客観的な視点で当社の現況を評価し、また当社のブランド・広報戦略について多くの助言、支援等が期待できることから、社外取締役として適任であると判断しております。社外取締役の招聘においてはあくまで人物本位であり、同氏は当社経営陣と直接の利害関係は全く存在しておらず、顧客との取引に対する意思決定についても影響を及ぼすことはございません。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準および開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との利益相反の問題は生じることはない判断しております。(2018年5月23日をもって、独立役員に指定いたしました。)

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

補助すべき取締役は設けておりませんが、監査等委員会が補助すべき使用人を要する場合、法務担当部門を監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、法務担当部門の社員が監査等委員会スタッフを兼務いたします。なお、監査等委員会スタッフの任命・異動については、監査等委員会の事前の同意を必要としております。

監査等委員会スタッフは、当該職務に必要な調査（モニタリングを含む）を行う権限を有し、監査等委員会の指揮命令のもと、その指示に従い、監査等委員会の職務を補助いたします。また、監査等委員会から指示を受けた場合は、当該業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けないものとして、指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は東陽監査法人に会計監査人を委嘱しております。当社の監査体制は、監査等委員会による監査、会計監査人による専門的な立場からの会計監査を主体とした監査および内部監査室が行う内部監査から構成される三様監査を採用しています。

監査等委員会、会計監査人および内部監査室との相互連携につきましては、監査等委員会は、会計監査人および内部監査室から適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求めるほか、主として常勤監査等委員が、個別に情報交換を実施しております。また、内部監査室は監査等委員会に適宜報告を行うほか、会計監査人とも個別に情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

取締役会の監督機能強化を目的として、代表取締役などと直接の利害関係のない独立した有識者や企業経営の経験者などから選任すべきものと考えております。また、執行状況に対する客観的かつ厳格な監督機能を発揮すべく、業界特性や専門的な知見は必須のものと考えております。選任基準は、会社法上の「社外性要件」ならびに東京証券取引所が定める「独立性基準」の充足と人物重視を旨とし、執行状況に対する客観的かつ厳格な監督機能を発揮すべく、以下の点に留意しております。

- ・当社企業グループ以外から招聘する。
- ・一定の企業等に依存しない。
- ・当社企業グループおよびその関係者との直接の利害関係が存在しない。
- ・業界特性に関する知見や専門的な知見を有する。

主な活動

1. 独立の立場から、経営トップへの忌憚のない質問や意見具申を行う。
2. 論点や争点を明確化し、建設的な議論を提起する。
3. 取締役会における重要事項の審議・決定に際し、適正で、善管注意義務に違背していないか監視する。
4. 独立性、公平性を保ちつつ、厳格な立場から全議案を精査して、議決権を行使する。
5. 企業の経営姿勢や健全性の基準については客観的な視点から意見具申を行う。
6. 経営方針等について、社外における常識や経験に基づいた客観的な監督を行う。
7. 内部統制の整備状況のチェックやリスク対応について客観的に問題点を取り上げ、予防監査を推進する。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

【役員報酬制度の設計について】

役員報酬は、基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定しております。

基本報酬は定額制として、生活基盤の安定を図るとともに、賞与には業績連動型報酬制度を導入することで、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れております。

なお、当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月19日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員を除く。）に対する報酬限度額は年額3億円（使用人兼務取締役の使用人給与を除く。）とし、監査等委員である取締役に対する報酬限度額は年額5千万円とするものであります。

【譲渡制限付株式報酬制度について】

当社は、2019年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
 当該制度は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2015年6月19日開催の株主総会決議で定められた報酬枠の範囲内で、対象取締役に對して、譲渡制限付株式の付与のための報酬として金銭報酬債権を支給するものであります。
 対象取締役に支給する金銭報酬債権の金額の上限は、年額60百万円であり、当該制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の上限は年30,000株とされております。
 なお、本報告書提出日現在、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しておりません。各対象取締役への具体的な支給 時期及び配分につきましては、今後の当社取締役会において検討し、決定してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等については、報酬総額が1億円以上の者はありませんので、事業報告では、取締役および監査役の報酬等につき、支給人数および支給額の総額を表示しております。
 (当社のウェブサイト)
 事業報告(第31回定時株主総会招集ご通知)https://www.cresco.co.jp/ir/ir_pdf/31_pdf/31_soukai_syosyu.pdf
 有価証券報告書:https://www.cresco.co.jp/ir/ir_pdf/31_pdf/31_4q_houkoku_all.pdf

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定に関する方針と決定プロセスは監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、基本報酬と賞与の区分ごとに定めております。
 基本報酬につきましては、人事の公平性から原則、役職、職責などをもとに、月額の設定報酬基準を決定し、賞与につきましては、業績連動型報酬制度を基本とし、毎期の実績と担当職務の執行状況等を勘案の上、決定しております。これらの報酬の決定に関する役職、職責ごとの客観的な算定方法は定めておりません。また、賞与の決定に当たっては、各事業年度の財務諸表の作成過程において、業績が概ね確定した段階で、その業績に基づき役員賞与引当金の総額を決定しております。
 監査等委員以外の取締役の個人別の役員報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、取締役会における一任決議に基づき、代表取締役会長である岩崎俊雄及び代表取締役社長執行役員である根元浩幸の2名の協議の上、監査等委員会の意見を考慮して決定しております。また、監査等委員である取締役の個人別の役員報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会および監査等委員会等の事務局である法務部がサポートを担当しております。取締役会、監査等委員会の開催連絡等につきましては、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」に基づき、電子メールで届く体制となっております。

社外取締役(監査等委員を含む)に対しては、事務局が、必要に応じて、事前に議案の内容について説明や追加資料の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、すべてのステークホルダー(利害関係者)の「期待」について、上記「1. 基本的な考え方」記載のとおりであると認識しております。

企業統治の体制

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、常務会、経営会議、監査等委員会、内部監査室および会計監査人を設置しております。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、企業グループ全体を統括する体制として、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会およびグループ社長会を設置しております。

(1) 取締役会について

取締役会は、監査等委員以外の取締役7名および監査等委員3名で構成し、代表取締役会長が議長を務め、月1回、定期開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

【取締役会の活動状況】

2018年度の開催回数は14回で、各取締役の出席状況は次の通りです。

岩崎俊雄(代表取締役会長)	14/14(出席率100%)
根元浩幸(代表取締役 社長執行役員)	14/14(出席率100%)
山元高司(取締役専務執行役員)	14/14(出席率100%)
杉山和男(取締役常務執行役員)	14/14(出席率100%)
熊澤修一(取締役)	14/14(出席率100%)
福井順一(社外取締役)	11/11(出席率100%) 2018年6月の就任以降に開催された取締役会のみ対象
丹羽蔵王(取締役(常勤監査等委員))	14/14(出席率100%)
臼井義真(社外取締役(監査等委員))	14/14(出席率100%)
佐藤治夫(社外取締役(監査等委員))	14/14(出席率100%)

取締役会は当社の経営方針および事業計画、資本政策等、企業経営上の重要事項をすべて審議し、意思決定を行うとともに、当社企業グループ各社の重要事項に対する承認や職務執行状況の監督を行っております。

また、当社の取締役は、定款により、その員数を監査等委員以外の取締役は12名以内、監査等委員である取締役は4名以内と定めており、有価証券報告書提出日における員数は監査等委員以外の取締役は7名、監査等委員である取締役は3名であります。なお、当社の社外取締役は3名で、うち2名は監査等委員であります。

また、取締役の任期は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員以外の取締役については1年、監査等委員については2年としております。

(2) 常務会について

常務会は、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行われていることを確保するため、常務会を設置しております。常務会は、常務執行役員以上の常勤業務執行取締役全員および常勤監査等委員全員によって構成し、代表取締役社長執行役員が議長を務め、月1回以上、開催しております。常務会は、月次報告(計数報告含む)、取締役に付議すべき事項の決定ならびに取締役会の決議事項に基づく、業務執行に必要な答申・審議等を行っております。

(3) 監査等委員会について

取締役の職務執行や当社企業グループ各社の経営に関わる職務執行状況に関する適法性や妥当性の観点から、監査および監督を行うため、監査等委員会を設置しております。監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成し、監査等委員から互選された委員長が議長を務め、月1回、定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

各監査等委員は、それぞれの専門的な立場において豊富な経験と高い見識を有しており、内部統制システムを活用した監査および監督を実施するほか、監査等委員会が定めた方針等に従い、取締役等に必要な報告や調査を求め、重要な決裁書類等を閲覧しております。

また、取締役会や内部統制委員会等の重要な会議への出席や内部監査室、会計監査人等と連携し、経営に対する監査および監督機能の強化を図っています。当社企業グループ各社に対しても内部監査室およびグループ事業推進本部との連携を図るほか、グループ監査役連絡会議(子会社の監査役を交えた連絡会議)を定期的に開催し、その経営状況のモニタリングを適宜行っております。

なお、当社は、改正会社法で責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮すべく、会社法第427条第1項の規定に基づき、4名の非業務執行取締役(福井氏、丹羽氏、臼井氏、佐藤氏)と責任限定契約を締結しております。本契約により、当社に対する損害賠償責任を法令の限度において、免除することができます。

(4) 経営会議について

取締役会の決議事項および常務会の決定事項に基づく、業務執行に関わる事項を協議する機関として、常勤業務執行取締役全員、執行役員全員および常勤監査等委員で構成される経営会議を設け、業務執行の迅速性を確保するとともに、構成員からの職務の執行状況の報告を受けることにより監督機能も果たしております。経営会議は、代表取締役社長執行役員が議長を務め、月1回以上、開催しております。

なお、すべての構成員に招集権が付与されており、必要に応じて機動的な活動を行っております。

(5) 内部監査室について

監査等委員会直轄の内部監査室は、有価証券報告書提出日現在、2名で構成し、当社企業グループ各社に対し、計画的、網羅的な監査を実施し、必要に応じて業務運営や財産管理および情報資産の実態を調査し、業務の適正な執行に関わるコンプライアンスの強化や情報セキュリティの確保および効率性の増進に努めております。

監査業務のほか、内部統制委員会等の会議への出席、各種調査を実施し、監査等委員会および代表取締役社長執行役員に適宜報告を行っております。監査の種類は以下のとおりです。

業務監査

業務および制度の運用状況が、諸規程、手続き、方針に準拠して、経営上適正かつ妥当であるか否かを監査いたします。

会計監査

当社企業グループ各社の取引が正当な証拠書類により、事実に基づいて表示され、帳票が法令および諸規程に準拠して、適正に記録、保管されているか否かを監査いたします。

情報セキュリティ監査

個人情報をはじめとする当会社の情報資産がセキュリティに係る規程類に準拠して、適正に取扱われているか否かを監査いたします。

(6) 会計監査人について

会計監査人は東陽監査法人を選任しており、定期的な会計監査のほか、経営管理上の課題や問題点について随時相談・確認を行い会計処理の透明性と適正性の確保に努めております。会計監査人は、それぞれの監査の目的を達成するため、監査等委員(子会社の場合は監査役)、内部監査室と、相互の信頼関係を基礎としながら、緊張感のある協力関係のもとでの適切な連携を図っております。双方向のコミュニケーションを重視し、監査上の必要な事項について情報提供と意見交換を行い、連携が適切に行われるよう努めております。

なお、平成29年3月期の会計監査業務を執行する公認会計士は、菊地康夫氏、高木康行氏、宝金正典氏であり、いずれも継続監査年数については7年以内であります。また、監査業務に係る補助者は公認会計士8名、その他2名(うち公認会計士試験合格者1名)で構成されております。

(7) 内部統制委員会について

内部統制委員会は、代表取締役社長執行役員、本部長6名、内部監査室長、常勤監査等委員および非常勤取締役で構成し、グループ事業推進本部長を議長として年4回開催しております。

内部統制委員会は、リスク管理体制を含めた内部統制システムの整備および運用評価ならびにガバナンス体制の強化を推進するため、取締役会で定めた「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、法令および定款への適合性に関する重要な問題に対処しております。

また、コンプライアンス基本方針およびコンプライアンス経営行動基準の策定、見直しおよび浸透を行い、企業倫理およびコンプライアンス意識の

醸成を図り、当社企業グループを横断的に統括しております。
参考: [内部統制システム等に関する事項]

(8) 情報セキュリティ委員会について

情報セキュリティ委員会は、経営管理本部長、各本部から選出された委員等および常勤監査等委員で構成し、デジタル変革推進室長を議長として開催しております。

情報セキュリティ委員会は、当社企業グループにおける情報セキュリティ対策およびシステム運用が効率的かつ適正な運用を確保するため、情報セキュリティおよびシステム運用に関する計画の策定、実行評価および改善の提案等を適宜行なっております。また、情報セキュリティの重要性に関する様々な啓蒙活動を通じ、当社企業グループ全体の情報セキュリティに関する意識の向上を図っております。

(9) グループ社長会について

当社企業グループにおける経営方針の伝達およびグループ企業各社の経営課題その他重要な事項を協議するため、グループ社長会を設置しております。グループ社長会は、当社代表取締役会長、常勤業務執行取締役全員、常勤監査等委員およびグループ各企業の代表取締役社長によって構成し、グループ事業推進本部長を議長として、少なくとも年1回以上開催しております。グループ社長会は、グループ各企業の独立性を尊重しながらも緊密に連携をとり、もってグループ各企業に対して、コンプライアンス基本方針およびコンプライアンス経営行動基準等の周知徹底を図り、当社企業グループ全体としてのコンプライアンス経営、適正な内部統制システムの実践に努めております。

[コンプライアンスの基本方針]

- ・ クレスコおよびグループ各社の使命はコンピューターソフトウェア開発事業およびそれに関連する各種サービスを通じて顧客満足の向上、社会の発展に寄与することであり、そのためにグループ全体で企業倫理、法令等の遵守を重視した経営を推進します。
- ・ この方針を徹底するため行動基準を制定し、グループ全体でこの基準を遵守して行動します。
- ・ 基本方針と行動基準の周知徹底を図り、監督指導や問題解決処理を通じてコンプライアンス経営、適正な内部統制システムの実践に努めます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、3名の監査等委員(うち2名は社外取締役)である取締役は、取締役会において、議決権を有することとなりますので、取締役会の監督機能の強化に資するものと考えております。

取締役会は、社外取締役3名を含む全取締役で構成され、原則、毎月開催となっております。執行体制につきましては、取締役会の決定する基本方針に基づき、代表取締役社長執行役員が経営の全般的業務を執行し、その他の取締役が組織・職務管理規程に定める業務分掌と職務権限により各業務執行部門を統轄し、執行役員が取締役会決議および組織・職務管理規程に定める業務分掌と職務権限に基づいて職務を執行しております。

内部統制、リスク管理につきましてもグループ事業推進本部、内部監査室が内部統制委員会(委員長:代表取締役社長執行役員、常勤監査等委員も出席)と連携して、内部統制システムが適切に機能しているか否かについて客観的な立場からモニタリングを実施しております。

したがって、経営の監視機能、代表取締役、その他各業務執行取締役および各執行役員の業務執行に対する牽制機能と監督機能は担保されているものと考え、現状のガバナンス体制を採用しております。

■ リスク管理体制の整備状況

当社企業グループでは、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を構築するために、リスクについての調査を行い、重要なリスクの洗い出しを行っております。これらのリスクに対する予防と発生した場合の対応体制および各担当部署のリスク管理体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリー毎の管理担当部門を設置するほか、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し、内部統制委員会と連携して、全社的なリスク管理体制の整備を行っております。その他、グループ企業各社においても、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえ、リスク管理のルールを制定しております。

直面する事業リスク等に対する管理の重要性を十分認識した上で、体制強化や管理手法の高度化を図るとともに個々のリスクのコントロールを行い、経営の健全性の確保と収益力の向上を実現するため、リスク管理に取り組んでおります。

■ 内部監査および監査等委員会による監査

内部監査および監査等委員会の組織、人員および手続

内部監査による監査は内部監査室が行っており、人員は2名であります。予め定めた計画に従い、会議への出席、ヒアリング調査、現地調査を実施し、監査等委員会および代表取締役社長執行役員に報告を行っております。内部監査室は、当社企業グループを対象として業務の適正な運営、改善、効率化を図るべく、内部監査規程に基づき、計画的、網羅的な内部監査業務の実施により、コンプライアンスの強化を図っております。

監査等委員会による監査は、監査等委員3名(うち、社外取締役2名)が行っております。内部統制システムを活用した監査および監督を実施するほか、取締役会、常務会および経営会議への出席、各役員(子会社含む)へのヒアリング、内部監査報告書や部門責任者からの報告書の徴求のほか、稟議文書等の精査や部門会議への出席を通して、取締役、執行役員の職務執行状況を監視し、法令や定款等のコンプライアンスを軽視した経営を行う恐れがある場合、取締役および執行役員ならびに取締役会に対して必要な助言や勧告を行い、事態を未然に防ぐ役割を果たしております。

・ 監査等委員会と会計監査人の連携状況

2018年4月、内部監査室を監査等委員会直轄の組織といたしました。監査等委員会は、内部監査室から提出された年度計画を承認し、適宜意見交換を行います。また、内部監査室より実施した内部監査の状況と結果を監査等委員会に報告するとともに、監査計画に基づく直近の監査予定部門の着目点等の意見交換を行っております。

■ 社外取締役

当社における社外取締役の企業統治において果たす機能および役割

当社の社外取締役は3名で、うち2名が監査等委員であります。各社外取締役と当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係について、特筆すべき事項はありません。社外取締役は全員、当社企業グループ以外から招聘し、経営に対する客観的な視点導入を図っております。また、現行の社外取締役3名につきましては独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、認識しております社外取締役の主な役割は以下のとおりです。

- ・ 独立の立場から、経営トップへの忌憚のない質問や意見具申を行う。
- ・ 論点や争点を明確化し、建設的な議論を提起する。
- ・ 取締役会における重要事項の審議・決定に際し、適正で、善管注意義務に違背していないか監視する。
- ・ 独立性、公正性を保ちつつ、厳格な立場から全議案を精査して、議決権を行使する。

- ・企業の経営姿勢や健全性の基準については客観的な視点から意見具申を行う。
- ・経営方針等について、社外における常識や経験に基づいた客観的な監督を行う。
- ・内部統制の整備状況のチェックやリスク対応について客観的に問題点を取り上げ、予防監査を推進する。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知につきましては、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、外部会計監査人による適切な監査時間の確保等に配慮しつつ、発送の早期化および発送前公表に努めております。 招集通知は、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所のウェブサイトにて公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であると認識し、より多くの株主に出席いただけるよう配慮を行うべきとの認識から、集中日を避けた開催日程の設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	要約の英訳版を作成し、ウェブサイトで公開しております。
その他	株主総会における議案を含む目的事項の理解を促進するため、招集通知においては分かりやすい説明を心掛け、株主の適切な判断に資すると考えられる情報を適確に提供できるよう努めております。 ・基本方針、重点施策の概要説明資料の掲載 ・招集通知の当社ウェブサイトへの掲載 ・議決権行使結果の当社ウェブサイトへの掲載 ・株主総会等で使用した資料の掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動についての考え方を、「IRポリシー」として当社ウェブサイトに掲載しています。 情報開示について、基本姿勢や開示基準、方法、IR活動自粛期間等について記載しています。 詳細は、< https://www.cresco.co.jp/ir/irpolicy.html > をご覧ください。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2016年度から原則、年4～6回程度、広報IR推進室長(代表取締役社長執行役員が参加する場合あり)による説明会を実施しております。開催時の配布資料等は、当社ウェブサイトに掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年度から原則、年4回(四半期毎)、代表取締役社長執行役員による説明会を実施しております。開催時の配布資料等は、当社ウェブサイトに掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会等を通して、国内投資家と差のない公平な開示と対応に努めております。 (1)証券会社主催による説明会(カンファレンス)の参加 (2)四半期毎の個別面談、電話会議などの方法による説明の実施。	あり

IR資料のホームページ掲載	IRポリシーに基づき、タイムリーな情報開示に努めております。掲載している情報はニュースリリースをはじめ、決算短信、決算説明会資料、事業報告書、有価証券(半期)報告書等でございます。なお、一部、英文にて、情報提供を行っております。 当社ウェブサイト: https://www.cresco.co.jp/
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR推進室が中心となり、IRに関する業務を統制しております。資料の取りまとめや関連部署との情報連携の他、電話取材やミーティング(個別訪問、取材対応を含む)等の対外活動、情報の発信(適時開示、ニュースリリース等)、IRサイトの作成・管理、各種IRツールの作成等を行っております。 ・IR情報の発信(適時開示、ニュースリリース等) ・IRサイトの作成、管理 ・IRツールの企画 ・IRイベントの開催 ・各種取材対応 ・機関投資家様とのミーティング ・株主様お問い合わせ対応
その他	建設的な対話を促進するため、代表取締役社長執行役員および取締役常務執行役員財務経理本部長を担当に指定しております。対話の補助は、広報IR推進室が担当し、対話のアレンジや資料の作成等を行っております。広報IR推進室は、日常的に、他部門およびグループ会社と連携する他、取締役会や監査等委員会をはじめ、全社的活動である内部統制委員会、コンプライアンス推進活動の事務局を担当する法務部と連携するほか、組織横断的に幅広く経営情報に接し、対話に必要な情報の収集、整理等を実施する体制を整えております。対話の内容については、代表取締役社長執行役員あるいは広報IR推進室長が、適宜、取締役会等にフィードバックし、情報共有を図ることとしております。 プレゼンテーション資料や事業報告書(クレスコレポート)等は、読みやすく、わかりやすいデザインや株主、投資家の皆様の視点に立った企画・編集を心掛けております。また、動画を使用した会社概要の提供も行っております。 英語サイトは、日本語サイトの内容をサマリーし、簡潔にまとめております。また、適時開示情報については、要約あるいは、全文翻訳を行い、掲載しております。 広報IR推進室は、IRのみならず、広報・PR担当部門としての機能を担い、新聞・雑誌等のマスコミ対応を行っております。また、質問内容に応じて適宜関連部門および子会社と連携し、マーケティング活動も実施しております。兜倶楽部では、四半期毎にプレス向けの決算記者会見(発表者:代表取締役社長執行役員 根元浩幸)を行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業活動の成長が世界の人々の幸福に可能な限り最大の貢献をすること、そして、そこに働く人々が共に喜びと誇りをもち、自己の能力を最高に発揮できることが企業の使命であると考え、ラテン語で「成長する」という意味を持つ「CRESCO」を社名としております。 クレスコは、事業活動の遂行にあたり、クレスコ憲章を原点としております。そして、株主、社員、顧客、委託先、地域住民など、ステークホルダーの立場を尊重するため、経営理念や経営方針、ビジョンを公表するとともに、各種ポリシーに則った規程、規則等、多岐に渡るルールを規定し、「コンプライアンス経営行動基準」の徹底を通じて、内部統制システムの実効性の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。 また、ステークホルダーに対するコミットメント、コミュニケーションを重視した風土作りにも積極的に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動につきましては、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治:ガバナンス)の3つの尺度を重視し、長期的観点から、企業の利益が社会貢献につながる最も効果的な方法を検討し、「まずは身近なところから」をコンセプトに実施しております。 詳細は当社ウェブサイト< https://www.cresco.co.jp/ir/group_business/esg.html >をご覧ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は公明正大、透明で堅実な経営に徹し、株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の発信に努めてまいります。なお、開示方法は金融商品取引法および株式会社東京証券取引所などの定める適時開示等に関する規則により、同社ウェブサイトや当社ウェブサイトに適時掲載するほか、独自の判断で、ニュースリリースをネット配信いたします。 また、社内におきましては「インサイダー取引防止規程」および「ディスクロージャーポリシー」を遵守し、情報管理を徹底してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

2019年3月25日開催の取締役会において、改定することを決議いたしました「内部統制システムの構築に関する基本方針」は以下のとおりであります。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」(2019年4月1日改定)

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業倫理およびコンプライアンスの意識の醸成を図り、当社および子会社から成る企業集団(以下、当社企業グループ)を横断的に統括するため、「コンプライアンス経営行動基準」を定め、活動規範を明確にする。

(2) 当社代表取締役 社長執行役員を最高責任者とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス経営行動基準の策定、見直しおよび浸透を行い、当社企業グループの企業倫理およびコンプライアンス意識の醸成を図る。

(3) コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス統括責任者を設置したうえ、役員および社員に対するコンプライアンス教育および研修を継続的に実施し、「コンプライアンス経営行動基準」の徹底および問題の早期発見に努める。また、法令および定款等の違反行為に対しては厳正に処分する。

(4) 公益通報者保護法に基づく内部通報制度(コンプライアンスヘルプライン)を設け、法令違反行為等の予防・早期発見し、迅速かつ効果的な対応を図る。

(5) 監査等委員会が直轄する内部監査室が、社内体制および日常的事業活動における問題点の有無に関する監査および諸規程の運用状況の確認および評価を行い、これらの結果を常勤監査等委員および代表取締役 社長執行役員に報告する。また、内部監査室は会計監査人と定期的に会合をもち、情報の交換に努める。

(6) 経営の透明性とコンプライアンス経営および法令の遵守の観点から、財務経理本部ならびに法務、総務および人事担当部門等は弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家の意見を適宜聴取しつつ日常発生する諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を構築する。

(7) 反社会的勢力の排除については、コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」旨を明記し、反社会的勢力との対決姿勢を徹底するとともに、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係わる情報を、法令、定款ならびに文書管理規程その他の社内規程に基づいて適切に保存、管理(廃棄を含む)する。

(2) 業務執行取締役は、情報の不正使用および漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ対策を推進し、情報を適切かつ安全に管理する。

(3) 取締役は、職務の執行に係る情報について、監査等委員会または内部監査室らの閲覧要請があれば、当該情報の存否および保存状況をただちに検索し、常時閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険の管理については、リスク分類毎に、各業務の所管部門(以下、各責任部門という)が、リスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、当該リスクの予防対策、軽減に取り組む。

(2) 各責任部門を管理・統括する取締役および執行役員は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じてリスク管理体制の整備および適正性の確保を図る。

(3) 各責任部門は、リスク管理規程やその他の社内規程、社内外のガイドラインなどの周知徹底を図るとともに、教育の実施、監視、監督および点検を担う体制を整備する。

(4) 内部統制委員会は、リスク管理規程その他リスク管理に係わる諸規程等に基づく各責任部門のリスク管理状況を網羅的、統括的に管理する。

(5) グループ事業推進本部は、内部統制委員会と連携し、当社企業グループにおける組織横断的リスク管理および運用状況の調査(モニタリングを含む)を実施するほか、必要に応じて、各責任部門および当社企業グループに対して、助言、指導を行う。

(6) 内部監査室は、各責任部門のリスク管理の状況の監査および管理策の確認および評価を実施するほか、これらの実施後は必要に応じて、各責任部門に対して、改善・是正の確認、助言、指導を行う。

(7) 総務、人事担当部門は、各責任部門と連携し、有事発生時の迅速な情報連絡および即時対応可能な体制を整備する。

(8) 重大事案が発生した場合には、代表取締役 社長執行役員を長とする対策本部を設置、外部専門家を交え、状況の適切な把握、事態の早期解決のための対応等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会および取締役の意思決定を効率的に執行するために執行役員制度を導入し、業務の執行責任を明らかにするとともに、執行役員規程、組織・職務管理規程その他の社内規程に基づいて効率的に業務を遂行する。

(2)各責任部門を管理・統括する取締役および執行役員は、各責任部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。また、月次の業績や成果は情報システムを活用し、財務および経理担当取締役および取締役会に報告する。

(3)取締役会は、経営計画(人員計画を含む)を具体化するため、当該計画に基づき、每期、各責任部門の業績目標および予算を設定する。進捗状況は、取締役会のほか執行役員以上で構成する経営会議等で確認する。

(4)迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、常務会を定期開催し、経営課題の検討および報告を行う。

(5)監査等委員会は、内部監査室が実施する監査を踏まえ、取締役の職務の執行が効率的に行なわれる体制が適切に構築・運用されているかを監査する。

(6)情報システム担当部門は、IT全般統制に関わる社内の情報システムを整備し、有効なコミュニケーション機能の提供と情報セキュリティの確保を実現する。

5. 当社企業グループにおける業務の適正性を確保するための体制

(1)当社企業グループに属する各子会社(以下「当社企業グループ各社」という)と緊密な連携のもと、「コンプライアンス経営行動基準」の周知を図るとともに、当社企業グループ各社にコンプライアンス担当者を配置し、業務の適正性の確保に努める。

(2)当社企業グループ各社に対し、必要に応じて取締役、監査役を派遣し、当社企業グループの経営の健全化、効率性の向上を図る。

(3)当社企業グループ各社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に定める、当社における承認事項および当社に対する報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。当社企業グループ各社は、関係会社管理規程に定める事項について、機関決定する前に、当社の承認を受けるものとし、また同規程に定める事項について当社へ報告するものとする。

(4)当社企業グループ各社が定める規程等に基づき、当企業グループ各社において、法令違反行為等が発見されたときは、当社企業グループ各社は、その内容を直ちに当社へ報告する体制を整備する。

(5)グループ事業推進本部は、内部統制委員会と連携し、当社企業グループ各社におけるリスク管理をはじめとする事業遂行上の内部統制に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達、通報・相談制度、コンプライアンス推進に係る教育、研修等が効率的かつ適正に行われる体制を整備する。

(6)内部監査室は、独立した立場から調査および監査を実施し、監査結果を当社の常勤監査等委員および代表取締役社長執行役員に報告する。また、当該報告に関し、常勤監査等委員の指示があるものについては、その写しを当社企業グループ各社の代表取締役に送付するとともに、必要に応じて改善策の提示および改善策に関する助言を行なう。

(7)グループ事業推進本部および内部監査室は、調査および監査によって当社企業グループ各社における損失の危険を予知し、あるいは把握した場合はその発見された損失の危険の内容、損失の程度および経営に対する影響等について、直ちに当社の常勤監査等委員および代表取締役社長執行役員に報告するとともに、当社企業グループ会社の代表取締役に報告する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人(以下、監査等委員会スタッフ)に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査等委員会が監査等委員会スタッフを要する場合、法務担当部門を監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、法務担当部門の社員が監査等委員会スタッフを兼務する。

(2)監査等委員会スタッフの任命・異動・懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

(3)監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査(モニタリングを含む)を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。

7. 取締役・使用人が監査等委員会に報告するための体制および子会社等の取締役等が監査等委員会への報告に関する体制

(1)監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役ならびに執行役員および使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社企業グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項ならびに業務執行の状況および結果について報告する。

(2)取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

(3)内部監査室および法務担当部門は、内部監査や調査(モニタリングを含む)の実施状況、コンプライアンス・ヘルプライン等による通報状況およびその内容を監査等委員会に報告する。

(4)当社企業グループ各社の役員、執行役員または使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、すみやかに報告を行う。

(5)当社企業グループ各社の役員、執行役員または使用人は、法令等の違反行為または当社もしくは当社企業グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。

(6)内部監査室および法務担当部門は、監査等委員会に対し、当社企業グループ各社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況について、定期的かつ適時に報告を行う。

(7)監査等委員会への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度、遅滞なく行う。また、監査等委員会から報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。

8. 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社企業グループの役員ならびに執行役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(2) 法務担当部門は、取締役ならびに執行役員および使用人に対する教育、研修の機会を通じて、不利益な取扱いを懸念して監査等委員会への報告やコンプライアンスヘルプラインへの通報を思いとどまることがないように啓蒙に努める。

(3) 当社は、上記(1)の不利益な取扱いの禁止について、当社企業グループ各社に対して周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 各監査等委員は、その職務のために必要な場合は、社内外において開催される会議に参加できる。

(2) 監査等委員会は、代表取締役、法務担当部門、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。

(3) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、内部統制システムの有効性および業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果は、常勤監査等委員、監査等委員会および代表取締役 社長執行役員に文書ならびに口頭で報告する。

(4) 当社企業グループの取締役および執行役員は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、意思疎通、情報収集等が適切に行えるよう協力する。

(5) 当社企業グループの取締役および執行役員は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。

(6) 監査等委員会が職務遂行上、必要と認めるときには、弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家との連携が図れる環境および体制を整備する。

11. 当社企業グループに係わる財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制

(1) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制システムの構築を行う。

(2) 財務報告に係わる内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に専門組織(内部監査室、内部統制委員会、プロセスリーダー会議等)を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己および第三者による継続的な評価ならびに改善、是正を行う体制を整備する。

(3) 適正かつ適時の財務報告のために、IR担当部門を設置し、情報開示に関連する規程に則り、協議、検討、確認を経て開示する体制を整備する。

(4) 財務、経理担当取締役は、当社企業グループ各社に対しても財務報告に係わる体制整備、運用が適切に行われるよう、指導を行う。

(5) 財務、経理担当取締役は、当社企業グループの評価、改善結果を、定期的に取締役会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒絶するとともに、これらの団体と関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、警察署、顧問弁護士等との外部専門機関と連携に努め、また「警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」への加盟等により、組織全体で毅然とした態度で対応いたします。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規則等の整備状況

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」「コンプライアンス経営行動基準」において、全役員・全従業員は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、断固として対決する」旨を宣言し、当社企業グループにおいて、社内規則等の整備を行っております。

(2) 社内体制の整備状況

1. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、法務部に特殊暴力防止対策担当者および不当要求防止責任者を置き、反社会的勢力に関する情報を統制し、対応する体制としております。

2. 外部専門機関との連携状況

当社は、警察署、顧問弁護士、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と反社会的勢力への対応に関し、すみやかに連携できる体制を整えております。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

不当要求防止責任者および法務部の担当者は、定期的に外部専門機関から情報を入手し、当社企業グループに周知徹底すると共に、入手した情報の管理を行っております。

4. 対応マニュアル等の整備状況

当社は、反社会的勢力への対応マニュアル等を整備し、適宜改善しております。

5. 啓蒙活動の実施状況

当社は、当社企業グループの全役員・全従業員および協力会社社員に対し、年1回、反社会的勢力への対応を含むコンプライアンス研修および毎月の自己点検(コンプライアンスチェックシート)を実施し、周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制について

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

開示方針

当社は、株主および投資家のみなさまに公正かつ正確な情報を提供するため、東京証券取引所が定める適時開示規則に準拠して、情報およびその他の重要な情報を適時に公開しております。また、当社企業グループに関する情報につきましても有用と判断した場合には、積極的に開示しております。

開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い東京証券取引所への事前説明後、同取引所が提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)へ登録し、東京証券取引所内の「兜倶楽部」に対して同一資料を投函すると共に、当社ウェブサイトにて掲載しております。

社内体制

情報の集約および管理は、当社企業グループを含め、グループ事業推進本部が統括いたします。情報取扱責任者であるグループ事業推進本部長は、有価証券上場規程等に定める投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する情報を認識した場合は、その旨を代表取締役へ報告すると共に、関係部門と協議しております。

当該開示資料の作成は主に広報IR推進室が法令・規則等に準拠して作成し、すみやかに開示の手続きを行っております。開示資料は、関係部門と協議後、代表取締役へ提出し、取締役会の決議を経て適時、適切に開示しております。なお、当社では、会社情報を開示する際には、会社情報の内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事実については、株式会社東京証券取引所の適時開示規則(以下「適時開示規則」といいます。)に従い、開示の可否を情報取扱責任者が中心となって検討し、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。また、取締役会には監査等委員が出席し、さらに必要に応じて会計監査人による監査およびアドバイス、ならびに弁護士によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2. 発生事実

重要事実が発生したときは、所管部門の責任者(取締役)が、当該事項を取締役に付議、報告いたします。コンプライアンスに関する事実については、グループ事業推進本部において審議後、グループ事業推進本部長から取締役会に付議、報告します。報告された重要事実については、適時開示規則に従い、開示の可否を情報取扱責任者が中心となって検討し、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて会計監査人ならびに弁護士による監査およびアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報につきましては、財務経理本部において月次決算をもとに常時、業績予想の修正の必要性について検討を行い、四半期・中間・期末決算日の翌月には決算発表数値の作成がなされております。会計監査法人による監査につきましては、財務経理本部の四半期、中間、期末の決算業務に平行して当該監査を受けており、決算に関する開示情報は全て取締役会において審議の上、承認を受け、当該取締役会開催日に決算情報を開示しております。

なお、取締役会には監査等委員が出席しておりますが、監査等委員は別途、定期的に会計監査法人と意見交換を行っております。また、内部監査室におきましても計画的に全ての部門を網羅した監査を実施しております。当社はこれらの体制構築により迅速で正確、かつ公平な決算情報の開示に努めております。

■ 情報管理について

当社企業グループの情報資産の管理については、「クレスコセキュリティポリシー」および「リスク管理規程」に基づき、「セキュリティ基本規程」「秘密保持規程」「インサイダー取引防止規程」「個人情報保護規程」等情報管理の軸となる規程類を定め、マネジメントラインで情報管理を徹底するとともに、内部統制上、特に重要な業務プロセスについては、ITによる統制を行っております。

■ 啓蒙・指導について

コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために重要なことは、経営トップをはじめとして、当社企業グループの全役員、全社員がその重要性を認識することが必須であると考えております。そのため、法務部が中心となって、グループ会社を含めたコーポレート・ガバナンス体制の構築と啓蒙指導を行っております。コンプライアンスチェックシートによる毎月の自己点検を義務づけ、ルールの周知徹底と定着を図るとともに、リスクマネジメントの観点から取締役会をはじめ、ライン組織や内部監査室、法務部によるモニタリングを実施し、事故の未然防止および再発防止に努めております。

